

	26 物品の取得、管理及び処分に関すること（熊本県物品取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 20 号）第 6 条、第 9 条、第 17 条、第 24 条及び第 25 条に定めるものを除く。）。 27 県有財産の軽易な貸付及び使用許可に関すること。 28 歳出予算の令達に関すること。 29 歳出予算の各節の間の相互の流用に関すること。 30 50 万円未満の歳出予算の趣旨変更に関すること。 31 設計高 1 億円未満の工事の施行及び予定価格の決定に関すること。 32 設計高 1 億円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に関すること。 33 設計高 2 億円未満の工事で、設計変更額が 5,000 万円未満の工事の設計変更の決定に関すること。ただし、設計変更により工事金額が 2 億円以上となるものを除く。 34 設計高 1 億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。 35 設計高 1 億円未満の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関すること。 36 収入及び支出命令に関すること。 37 その他定例的かつ軽易な事務の処理に関すること。
--	---

別表第2（第8条関係）「2支出負担行為に係る共通専決事項」の表中

6	恩給及び退職年金	全額		
---	----------	----	--	--

を

6 恩給及び退職年金			全額	
------------	--	--	----	--

に、

12 役務費	500 万円以上	100 万円以上 500 万円未満	100 万円未満	
--------	----------	----------------------	----------	--

を